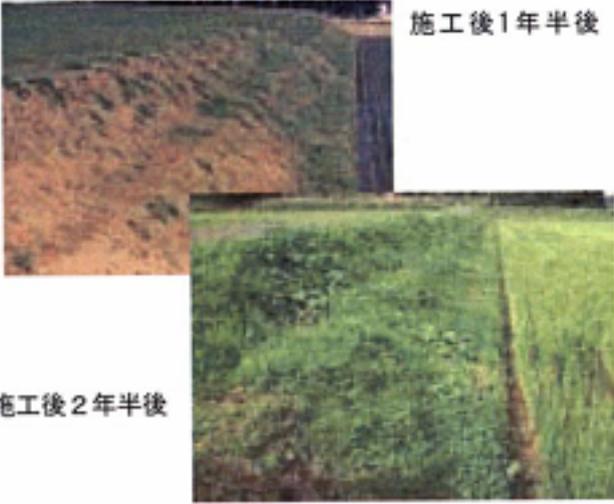


個票 13 管理の継続による多様な畦畔草地の維持〔農 2(2)①10-1〕

(2011年作成)

配慮の視点	種の多様性への配慮	配慮項目	野生生物の生息・生育環境の保全・創出
配慮事項	多様な緑地などの保全・創出		
配慮事例	管理による多様な生息・生育環境の維持・創出		
内容	<p>●<b>管理の継続による多様な畦畔草地の維持</b></p> <p><b>【解説】</b></p> <p>畦端や水路等の法面は、生物の生息・生育空間、移動経路として、さらには景観面からも重要な部分であることから、緑化を検討します。緑化にあたっては、外来種や多年生の植物を抑制し、在来植生の回復を図ることとし、やむを得ず外来種を導入する場合は、有識者の指導・助言を得るなど、生態系への影響に留意する必要があります。既に外来種が定着している場合は除去し、在来種の保全を検討します。</p> <p><b>【具体的な工法・配慮事項】</b></p> <p>●<b>畔端の法面对策として、在来種を活かした植生回復を実施</b></p> <p>①この方法は、平坦地・傾斜地（畔端法面が大きくなる傾斜地）で有効です。</p> <p>②植生が回復するまでの間、法面の浸食に注意する必要があります。</p> <p><b>【事例】</b></p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p><b>【場所】</b> 岩手県いさわ南部地区</p> <p><b>【環境配慮の内容と方法、工法】</b> ・ 畔端法面の植生回復</p> </div> </div> <p>出典:1</p>		
	参考資料	<p>1 「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（第3編）『ほ場整備（水田・畑）』 食料・農業・農村政策審議会、農村振興分科会、農業農村整備部会、技術小委員会 p 92、112</p>	